西柴団地の将来像に関するアンケート調査ご協力のお願い

建築協定をご存知ですか。現在西柴団地で締結されている協定は 2026 年 11 月に改定・更新の時期を迎えます。

西柴団地自治会ではその準備作業を進めていますが、まず皆さんにこの街の魅力や課題、今後のありかたをお尋ねします。結果は、建築協定改定だけでなく、住環境や自治会・地域活動の今後を考えることに活用し、西柴団地の将来像として取りまとめます。

趣旨をご理解のうえ、調査へのご協力をお願い申し上げます。

西柴団地にお住いの 15 歳以上のすべての皆様にご回答をお願いします

回答期限　7 月 22 日（月）

○ 建築協定加入の有無によらずご協力ください。
○ 今は別の場所にお住まいでも、かつて西柴団地に住まわれていた方（お子さんやお孫さんなど）にもご回答いただければ幸いです。ぜひお伝えください。

【回答方法】

下記①、②のどちらかひとつの方法により、一人あたり一回答をお願いします。

① ネット上の WEB フォームからのご回答
- スマートフォン、タブレット、パソコンからご回答いただけます。
- 下記の URL または右の二次元コードからアクセスできます。
- https://forms.gle/XJENSSgJ88yknWvV8
- 自治会ホームページのリンクからもアクセスできます。

② 同時配布の調査票にご記入のうえ、自治会各組長へ提出もしくは自治会館へご持参
- 配布の調査票が足りない場合は、コピーしていただくか、自治会館にて追加をお渡しいたします。

【本調査について】

○ 西柴団地自治会が横浜市立大学中西ゼミ（都市計画）の協力により実施いたします。
○ 回答は回答者を特定できないよう匿名で収集します。
○ 集計・分析結果は、10 月（予定）に自治会ホームページで公開し、皆様にご報告します。また、学術研究論文のデータとして使わせていただくことがあります。
○ 今回の結果をもとにして、建築協定の具体的な内容を考えるためのアンケート調査第２弾の実施を 11 月以降に予定しています。

【問合わせ】：西柴団地自治会（建築協定改定特別委員会）
TEL：045-701-4961
メール：nisisiba4@yahoo.co.jp
ホームページ：https://nishishiba.p-kit.com/

参考

■建築協定とは

私たちのまちは、都市計画法や建築基準法といった法律に基づいて建物の用途や形態に規制がかかっていますが、全国一律のルールであり、最小限のものです。

建築協定は、地域の住民や土地の権利者が、地域の個性や独自の事情を踏まえてまちの目標を定めて、より細やかな建築物の決まり事を自分たちで作り、守っていくものです。

定められる項目は建築基準法に規定があり、建築物に関することとなっています。

- 建築物の用途
- 規模（建ぺい率、容積率）
- 高さ
- 道路や敷地境界線からの外壁を離す距離
- 敷地の大きさ、分割の禁止
- 建築物の見た目
- 塀の種類
- 看板・広告　　など



建築協定の内容のイメージ
（横浜市による説明図）

横浜市は建築協定の締結を支援・推進してきており、2023 年現在では、市全体で 170、金沢区内では 18 の建築協定地区があります。

■西柴団地自治会地区建築協定

西柴団地の建築協定は、西武不動産が 1972 年に協定付きで宅地分譲したことに始まります。その後、範囲と加入区画を増やし、ルールを改良しながら、建築協定を引き継ぎ更新してきました。50 年もの間、ルールの下で住みやすいまちをつくってきたのです。

現在は第５次の協定で、加入区画は 1,216、これは全国的にも最大級です。主なルールとしては次のようなものがあります。

〇敷地を 150 ㎡以下に分割できない。
〇戸建て住宅以外にも、２世帯住宅、テラスハウス、シェアハウスが立地できる。
〇敷地面積 500 ㎡以下の福祉施設や図書館などが立地できる。

協定の詳細については、自治会ホームページをご参照ください〈https://nishishiba.p-kit.com/page272372.html〉

今回の改定にあたっては、皆様のご意見を伺い、時代の変化と地域のニーズに合わせた内容・ルールを検討します。

「住み続けたいまち、住みたいまち、そして、ここで育った子や孫が帰ってきたいまちになったらいいですね」、ある住民の方の発言です。

ご協力をよろしくお願いします。